

第25回青森県環境審議会

日時：平成28年2月8日（月）
午後1時30分～午後3時
場所：青森国際ホテル3階「孔雀の間」

（司会）

ただ今から「第25回青森県環境審議会」を開催いたします。
開会にあたりまして、環境生活部長の林から御挨拶を申し上げます。

（林部長）

青森県環境生活部の林でございます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、そして足元の非常に悪い中、環境審議会に御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

また、常日頃から環境行政をはじめとして、県政各般に渡りまして、格別の御理解と御協力をいただいております、心からお礼を申し上げる次第でございます。

本日の環境審議会でございますが、次第にもございますように諮問案件として4件ございます。

そのうち、第5次青森県環境計画（案）、そして第3次青森県循環型社会形成推進計画（案）につきましては、前回の審議会での案について御説明を申し上げたところでございまして、その際などに委員の皆様からいただきました御意見等を踏まえまして、検討した事項を皆様に御報告した上で、その内容について御審議をいただきたいと考えております。

また、水質の測定に関する計画（案）として、公共用水域と地下水の2件について御審議をいただくこととしているところでございます。

何卒、よろしくお願い申し上げます。

そしてまた、諮問案件について御審議をいただいた後に、青森・岩手県の県境不法投棄事案について、その状況等について御報告をさせていただくこととしているところでございますので、何卒よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

（司会）

続きまして、本日の会議の成立について御報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により委員の半数以上の出席が必要となっておりますが、本日は全委員数33名中、19名の委員に御出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、出席者につきましては、お手元に配付している名簿のとおりとなっております。

なお、橋本委員が急用のため欠席となっております。

それでは、議事に入ります。

審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることとなっておりますので、これからの議事進行につきましては、熊谷会長にお願いしたいと思います。

熊谷会長、よろしくお願いいたします。

(熊谷会長)

それでは、次第に従いまして会議を進めたいと思います。

活発な御意見をお願いしたいと思っております。

まず始めに、議事録の署名者を指名させていただきます。

今回の署名者は佐藤巧委員と鈴木拓也委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

次に本日の諮問案件ですが、皆様のお手元に諮問書の写しが配付されておりますので御覧いただきたいと思います。

4件ございまして、第5次青森県環境計画（案）について、

2番目が第3次青森県循環型社会形成推進計画（案）について、

3番目が平成28年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）について、

4番目が平成28年度地下水の水質の測定に関する計画（案）について、

意見を求めるということで諮問を受けております。

それでは、諮問案件①第5次青森県環境計画（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

都市計画課です。

それでは、環境計画（案）の差し替え、資料1-1を御覧ください。

こちらの資料の方は、御意見の内容ということで、まず意見がございましたのが、計画案の11ページにありますモニタリング指標についてですが、「健やかな自然環境の保全と創造」の中で、汚水処理人口普及率については、平成26年度では青森県76.4%、全国89.5%と本県はかなり低い値となっております。

ただ、重点施策には、汚水処理人口普及率の増加が重点となっていないのはどういう理由からか。汚水処理人口普及率について、数値的には全国的に遅れているのに重点項目に

入っていないのは何故なのか伺いたいということです。

また、汚水処理人口普及率が低い理由として、青森県の農村部の過疎の事情など、そうした事情があればお知らせいただきたいということでした。

これに対する県の対応方針ですが、汚水処理人口普及率は、県全体の行政人口に対する下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併浄化槽などの各事業による処理人口の合計の割合で算定しております。

汚水処理人口普及率の向上のための施策の推進として汚水処理施設整備に係る事業の実施は市町村が担っていますが、市町村の汚水処理人口普及率は市町村により異なっております。これについては、別紙として参考資料を添付しております。

本県における汚水処理人口普及率が全国平均に比べて低い理由といたしましては、市町村の財政事情が厳しいこと。集落が点在し人口が分散しているための整備の効率性が低いこと。首都圏などの都市部に比べ、下水道事業の事業着手が遅れたことなどが挙げられております。

こうしたことから、委員御指摘のとおり、県としましては、生活排水対策が課題であると認識しており、第5次青森県環境計画（案）の政策1、施策1、健全な水環境の確保、水環境の保全の現状と課題、計画案の11ページに記載するとともに、施策の展開方向として関連する取組を位置付けたところですが、こちらは、13ページに記載しております。

また、汚水処理施設の整備状況に関連するモニタリング指標として、汚水処理人口普及率を設定し、その数値については、毎年公表していきたいと考えております。

汚水処理施設の整備は市町村が実施主体であり、各市町村の財政事情などに応じて計画的に整備を進めていくものであることから、第5次青森県環境計画素案では、県の重点施策として設定しなかったところではありますが、県では、市町村からの要望を踏まえて整備予算が十分確保されるよう、国へ働き掛けを行うなど、汚水処理人口普及率の向上に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に2ページ目は、自然保護課から説明いたします。

鮎川委員から、環境計画においても、生物多様性との兼ね合い、整合性も加味して環境計画を策定していただきたいという御意見がございました。

御意見を踏まえまして、次のように修正したものとして、変更前でございますが、本県の豊かで美しい自然環境は、の2行目に、地域振興に重要な役割を果たしており、そして、その次に、また豊かな自然環境に恵まれた生物多様性からの恵みは、暮らしを支えていますというような形で、主語が2つになっており、分かりづらい文章、はっきりしない文章であったところを文脈の整合性を図って、分かりやすく整理いたしました。変更後としましては、「本県の豊かで美しい自然環境は、洪水緩和や水質浄化などの水源涵養機能だけではなく、観光資源としても地域振興に重要な役割を果たしています。」ここで1つ文章を切って、次に「また、その自然環境に育まれた生物多様性がもたらす恵みは、人間の生命と

地域色豊かな暮らしを支えています。」という形で分かりやすく整合を図ったものでございます。

引き続きまして、差替え資料の1-2を御覧いただきます。

環境政策課環境管理グループの佐々木です。

差替え資料1-2の1番目です。1番目、2番目につきましては、COP21が素案の段階では開催されておりましたが、COP21が開催されたことによる時点修正です。

資料の1番目ですが、変更案につきましては、開催されたということで3行目以下になりますが、「新たな枠組みパリ協定が採択され」と時点修正しています。

また、2つ目の4行目でございますが、この部分も開催されたことによる時点修正しており、「COP21において温室効果ガスを」と修正しています。

次に2ページ目を御覧いただきたいと思います。

No.3です。

こちらにつきましては、先ほど資料1-1の2つ目で説明いたしましたとおり変更をさせていただきます。

4番目です。

こちらにつきましては、間伐実施の面積ですが、前回素案は速報値でしたが、右の変更案として実績値に修正しています。

次に3ページを御覧ください。

No.5ですが、地球温暖化対策推進法における公共団体の実行計画である「地球にやさしい青森県行動プラン」の第4期計画を今年度中に策定することとしています。右の変更案の変更後というところを御覧いただきたいと思います。

当該計画との整合性を図るため、公共団体の実行計画である県の行動プランに基づき、庁舎の省エネルギー、次世代自動車の導入など、施設・設備の改善ということと、4行目になりますが、グリーン購入などの運用改善などによる県の率直的な環境に配慮したエコオフィス活動を進める、というように変更させていただいております。

事前に委員の皆様にお送りした資料では、3行目の次世代自動車の導入など、の「など」がありませんでしたが、これは例示として「など」を改めて加えさせていただいたところ です。

続きまして、資料1-4を御覧いただきたいと思います。

資料1-4の1つ目です。

第5次青森県環境計画(案)に対する委員からの御意見等と県の対応方針についてです。

1ページ、1つ目でございます。

鮎川委員からの御指摘を受けまして、先ほど都市計画課から説明をしておりますが、「差替え資料1-1の対応方針欄のとおり、市町村が実施主体であるため、重点項目に入って

いないということが分かった。ただ、その説明の後段にある、市町村からの要望等を踏まえて、国への働き掛けを行うなど、市町村、国との連携を考え、ということであるならば、施策の展開方向に、「国や市町村と適切に連携しながら」という表現、表記は盛り込めないでしょうか。」という御意見でした。

御意見に対する県の対応方針につきましては、資料右の修正後の計画案を御覧ください。2行目に下線を引いておりますが、御意見を踏まえて、「汚水処理施設の整備を、『国や市町村と適切に連携しながら』総合的かつ効率的に推進する」と変更し、下線部分を追記させていただきます。

環境政策課循環型社会推進グループの齋藤です。

溝江委員から御意見をいただきました、計画案41ページの3Rの推進における各主体に期待される役割に関して、資料1-4のNo.2と次ページのNo.3、2点について私から御説明させていただきます。

まず、No.2、市町村等の欄に雑紙の資源回収の普及啓発を追加してはどうか、との御意見でございます。

まさに、現在、取組を強化している部分でございます。こちらにつきましては、御意見を踏まえ、雑紙、一部市町村ではその他紙としておりますので、「雑紙（その他紙）の資源回収の強化」と追加させていただきます。

次にNo.3ですが、学校等の教育機関の欄に小学生雑紙回収チャレンジへの参加を追加してはどうかという御意見でございます。

こちらにつきましては、資料に記載のとおり、小学生雑紙回収チャレンジは、県の重点的取組として今年度から2か年計画で実施している事業でございます。

一方、本計画の各主体に期待される役割につきましては、計画の9ページに記載しておりますが、施策を推進していくために、各主体が積極的に取り組むべき目安となる役割を示しているものでございます。

従いまして、毎年度の予算で措置される個別具体の事業に関する記載はしていませんので、追加しないこととさせていただきます。

なお、学校等の教育機関に期待される役割として、3Rに関する環境教育、学習の推進が記載されており、小学生雑紙回収チャレンジへの参加につきましても、こちらに含まれておりますので御理解願いたいと思います。

私からの説明は以上となります。

続きまして、同じく環境政策課低炭素社会推進グループ 細谷と申します。

私からは、続きの4、5、6について説明させていただきます。

No.4についてですが、溝江委員から意見をいただきました。

各主体に期待される役割、これにウォームシェアだけではなく、クールシェアも加えて

冷暖房に修正してはどうかという考え方でございます。

これは県民に期待する役割ということで、ウォームシェアと申しますのは、暖房、例えば、家全体の各部屋で暖房を付けるのではなくて、1か所に集まって、その暖房を効率的に活用するという考え方でございますが、この暖房だけではなくて、最近ではエアコン、冷房も普及してきておりますので、冷房という考え方も加えてはどうかということでしたので、御意見のとおり修正させていただき、県の対応方針の修正案の下線を引いています「冷」という字を入れさせていただきまして、「家族が同じ部屋で団らんし、冷暖房と照明の利用を減らす」と修正させていただきます。

次にNo.5でございませう。

これも同じく県民に期待される役割として、ゼロエネルギーハウスという考え方を含めて、住宅新築時のゼロエネルギーハウス等による省エネルギー化という表現に修正してはどうかということでございます。

このゼロエネルギーハウスというのは、消費するエネルギーよりも太陽光発電等で作り出すエネルギーの方が上回る、または同じという形で、差し引き実質ゼロの住宅という考え方でございませう。

まだ、実際に、ゼロエネルギーハウスの普及はこれからでございますけれども、今後期待されるという形で、新築時にゼロエネルギーハウス等を含めた省エネルギー対策化という考え方を取り入れてはどうかということでございますが、これも御意見を踏まえまして、修正後の計画案に示しますとおり、「省エネリフォームによる既存住宅の省エネルギー化やゼロ・エネルギー・ハウス等による住宅新築時の省エネルギー化」という表現にしたいと考えております。

ゼロ・エネルギー・ハウスと中ポツが入っておりますけれども、国の表現に合わせて、このような表現といたしました。

次にNo.6でございませう。

各主体に期待される役割に、次の項目を追加してはどうかと。

このカーボン・オフセットについては、PR不足及び実践不足という背景を踏まえて、市町村等の役割にカーボンオフセットの普及啓発を加えたらどうかという意見であります。

県の対応方針でございますが、計画素案の82ページに示しておりますが、この案には、既に県民、事業者に期待されることとして、カーボン・オフセットに取り組むことは記載しているところですが、同時にカーボン・オフセットそのものを広く知ってもらうということもまた重要であることから、市町村等に期待される役割として、委員の御意見を踏まえまして、「カーボン・オフセットの普及啓発」を追加することとしたいと考えています。

具体的には、修正後の計画案に市町村等に期待される役割として「カーボン・オフセットの普及啓発」、という形で加えたいと思います。

その下に補足説明を記載いたしましたけれども、溝江委員から環境省の「カーボン・オフセット活用ガイドブック2015」に本県の取組事例が全く記載がないということがござ

ございましたので、若干、その点について御説明したいと思います。

委員御紹介の「カーボン・オフセット活用ガイドブック 2015」は、環境省が企業等による先進的なカーボン・オフセットの取組事例を紹介しまとめた冊子でございまして、巻末には、カーボン・オフセット認証案件一覧が資料として掲載されております。

ここには、委員御指摘のとおり、本県の事例は記載されておられませんけれども、この環境省のカーボン・オフセット認証制度は、環境省がカーボン・オフセットの信頼性構築のため、第三者認証機関によります認証基準をもとに認証、商品等にラベルの使用を認めるものとして作った制度であり、特に信頼性の高い取組として社会的なPRをしたいと考える企業や団体が活用しております。

ただし、当該制度による認証は任意であり、この認証制度を利用していない取組というのも多数存在するところです。

その中には、本県に関連する取組もございまして。

例えば、幾つか紹介させていただきますと、東北地域の夏祭り、本県では青森ねぶた祭りですとか、田名部祭り等、6件で排出されるCO₂、あるいは大学祭、本県では弘前大学の開催期間、大学祭の開催期間に会場で使う電力やごみ処理等により発生するCO₂につきまして、カーボン・オフセットの取組を実施しております。

また、株式会社みちのく銀行様におかれましては、青森県の県有林で作りましたクレジットを購入していただきまして、平成25年にカーボン・オフセット通帳、定期預金証書というものを発行しております。

このカーボン・オフセットという考え方なんですが、計画素案の82ページの下の方にカーボン・オフセットという注釈を付けておりますけれども、ちょっと馴染みのない、分かりづらいところもございまして、次に1枚、参考資料としてカーボン・オフセットについてまとめさせていただきました。

時間の関係もございまして、全ては読み上げませんが、カーボン・オフセットの基本的な考え方等についてまとめておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

そして、溝江委員から御紹介がありました「カーボン・オフセット活用ガイドブック 2015」について、このページの一番下に囲みで付けておりますけれども、下記のカーボン・オフセットフォーラムホームページの中からダウンロード、閲覧できますので、併せて御覧いただければと思います。

私からは以上です。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から前回の審議会における皆様からの御意見等に対する対応方針と事前質疑に対する対応方針などについて説明いただきました。

皆様からの御意見等に対する対応について説明いただいた内容でよろしいでしょうか。

鮎川先生は今日出席されていませんけども、溝江さんはどうですか。

(溝江委員)

丁寧な御回答、ありがとうございました。

補足すると、ゼロ・エネルギー・ハウスについては、12月のCOP21でパリ協定が締結をされて、国内対策については、国は、今年の春に対策を出すという考えですが、経済産業省だけは、先だって12月14日に、このゼロ・エネルギー・ハウスについて、大まかなものは夏に発表をし、12月14日に正式に発表して、工程表と目標も発表したところでは。

目標は、2020年度には新築住宅の過半数を目標とすることもはっきり、具体的な形で入っていたために、これは具体的に入れた方がいいのかなということで提案させていただきました。

それから、残念だなと思ったのは、小学生の雑紙回収チャレンジ、このことについては記載はしないということで事情は分かりましたが、残念だというのは、やっぱりごみの減量のために子どもの時からの意識付けがとても大事だということで、本年度から取り組んだこの取組はとっても良いなど、実は思っているんです。そのとっても良いものが、僅か2年でやめてしまうというのは、とっても残念だな。できれば、是非、継続をしてやってもらえればありがたいという思いがあったので、言わなくても良いことかもしれませんが。

(熊谷会長)

多分、2年間、補助が出たら、その後は自立してやって、という流れかなとは思っておりますけれども、どうぞ。

(事務局)

環境政策課長の沼岡でございます。

溝江委員から大変温かい励ましのお言葉をいただいております。

この事業につきましては、県内の小学校約77%の参加をいただいて実施したところまでございまして、特に八戸市の小学校の父兄からは、自分の子どももごみの分別に興味を持ちはじめ、家族ぐるみで分別の徹底を図るようになってきたという行動の変容が見られる事業でもございました。本年度と来年度、引き続き実施することとしておりますが、次の展開も見極めながら、今後、どうしていくかということを考えていく必要があると思えます。非常に大変ありがたい御意見でございました。ありがとうございます。

(熊谷会長)

それでは、他にございませんでしょうか。

あと、鮎川先生が言っていた農村部の過疎の事情で普及率がどうのというのは、多分、第6次の計画にでも盛り込むか検討してもらえば。今、多分、するわけにはいかないんだらうなということで、答えが書いていないのかなと思った次第でございます。

他に何かございませんでしょうか。

大分、いろいろ議論した結果でございますので、どうでしょうか、これで。

御意見ございませんでしょうか、他に。

それでは、他に御意見等がないようですので、これで諮問案件についての質疑を終わらせていただきたいと思います。

それでは、諮問案件①については、皆様からの御意見を踏まえて計画を策定しますということで、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、当諮問案件については、原案が適当であると認めて答申いたします。

続きましては、諮問案件②、第3次青森県循環型社会形成推進計画（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

環境政策課循環型社会推進グループの齋藤です。

前回の審議会におきまして、資料2-1になりますが、第3次青森県循環型社会形成推進計画（案）を御説明しましたが、その後、計画案の記載内容に変更が生じた部分がございます。

資料2-2、計画（案）の修正対照表として配付している資料を御覧ください。

計画案の記載内容に変更があった部分は、資料2-2の1枚目、国の一般廃棄物の減量化の目標と、次のページ、産業廃棄物の減量化の目標です。

資料2-1となります計画案、県の循環計画案の62ページに第2節 循環型社会形成の目標として、県の一般廃棄物処理の目標と産業廃棄物処理の目標を記載しております。

こちらの64ページと65ページにそれぞれの国の目標についても参考として記載しております。

この度、国が去る1月21日付で国の目標を全部変更したことに伴いまして、県の計画に記載している部分を修正するものでございます。

続きまして、第3次青森県循環型社会形成推進計画（案）に対する委員からの御意見等と県の対応方針について、資料2-3により御説明いたします。

溝江委員から3点御意見をいただいております。

まず1点目、計画案3ページ8行目の記載、「新聞紙、段ボール、缶、ペットボトルなどの資源ごみ」に雑紙を追加してはどうか、との御意見をいただきました。

これにつきましては、御意見を踏まえ、資料に記載のとおり、「新聞紙、段ボール、雑紙（その紙）、缶、ベッドボトルなどの資源ごみ」とさせていただきます。

次にNo.2、計画案76ページ、第3節、市町村の役割・取組、1-(2)雑紙（その他紙）回収の強化に小学生雑紙回収チャレンジへの参加を追加してはどうかとの御意見をいただきました。

これにつきましては、先ほどの環境計画の記載と同様、こちらの資料に記載のとおり、毎年度の予算で措置される個別具体の事業に関する記載はしておりませんので、追加しないこととさせていただきます。

資料の次のページ、No.3、青森県商工労働部地域産業課で発行した「青森県の未来を変える農商工連携取組事例集」の活動をどこかで触れたいが、との御意見をいただきました。

これにつきましては、県の対応方針の修正後の計画案として、資料に記載のとおり、県では、農工の連携・融合等による新産業の創出・育成を目指して、植物工場やバイオマス関連産業に関する研究会の開催のほか、「あおり農商工連携ファンド」による取組を進めてきました。

今回、溝江委員から御意見をいただいた事例集は、こうした県の取組により、これまで事業化された15事例を選定し、取り組みの内容やきっかけ、取り組んでおられる方々の想いなどが紹介されているものでございます。

例えば、廃棄野菜から開発された「おやさいクレヨン」の事業展開や、コンビニの売れ残り弁当や豆腐を作る時に出るおからなどの食品加工残さを収集し、堆肥や飼料化している事業者などが紹介されております。

ただ、こうした個々の事業者の取組を県の循環計画に記載することは、全体バランスから適当ではないと考えております。

バイオマスの事業化に向けた研究・検討、産業利用の推進に関しては、計画案68ページ、第5章第2節の3、(2)として記載しており、バイオマス関連産業の創出は、極めて重要であり、事業化に向けて調査研究や産業利用の推進に取り組んでいきます、と記載しているところですが、今回の御意見を踏まえまして、資料記載のとおり、県の取組を追記した上で、引き続き取り組んでいきます、と修正させていただきます。

私からの説明は以上となります。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

ただ今、事務局から国の方針変更に伴う修正点や皆様からいただいた事前質疑に対応方針について説明をいただきました。

溝江委員がメインですけれども、御意見等に対応については、説明いただいた内容でよろしいでしょうか。

(溝江委員)

ありがとうございます。

昨年12月に東京で行われたエコプロダクト2015で、本年度から、県も実はブースを出してまして、その県で出していたブースが、先ほど紹介されたもので、回答でお話があった野菜クレヨンだとか、そういうものが出ていましたので、そういう素晴らしい活動をやっているということ載せない手はないだろうなということで提案を申しあげました。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

体裁というか、いろいろございますので、なかなか盛り込めないものがありますけども、ただ事例集であるとか何かは、ホームページにアップしてあるから後で見てくださいと言われるよりは、少なくともこの審議会の委員は、一応、それで全部知っているということで、こういう質疑をやるといいなとつくづく思った次第でございます。

あとは、カーボン・オフセットの先ほどの話もいろんな銀行さんと、いろいろと青森県もやっているという話がありました。あの件についても、溝江さんが書いてくれたPR不足というか、私はこれは別に青森県だけじゃなくて、日本全体でまだまだ、カーボン・オフセットという言葉は、結構、皆知っていますけども、私もあの中の出係数の研究の方は学会でやっておりますけれども、一人ひとりがどういうことをやればいいのかというのは、今回、この期間、いろいろ考えておまして、委員の方達で時間の取れる方は、是非、ダウンロードして見ていただいて、個人で何かできることがあるかなと考えていただきたい。やはりイメージとしては、企業が何か取り組むという雰囲気、あるいはそれを個人は買うだけ、クレジットを買うだけという感じがあったりしまして、誤解ではないんでしょうけども、やはりPR不足、啓発というのはコツコツやっていかないと難しいんだなと、つくづく思いました。

是非、良いことをおやりになっているんですから、いろんな場を出しておいていただければと思います。

私も結構、青森県の取組を検索しているつもりですけども、なかなかヒットしないのは、どこかに問題があるかもしれないと、簡単にヒットするようにやっていただければと思います。

それでは、循環型の計画案について、他に御意見はございませんでしょうか。

これも、大分長い時間を掛けて議論しておりました。

それでは、他に意見等がないようですので、これで諮問案件②についての質疑を終わらせていただきたいと思います。

それでは、諮問案件②については、皆様からの御意見等を踏まえた修正後の第3次青森県循環型社会形成推進計画（案）について、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

当諮問案件については、原案が適当であると認めて答申いたします。

以上をもちまして、諮問案件②の審議を終了いたします。

それでは、諮問案件③の平成28年度公共用水域の水質の測定に関する計画案について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

環境保全課の福井でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、諮問案件の3番目、平成28年度公共用水域の水質の測定に関する計画案につきまして御説明いたします。

この計画は、公共用水域の水質の状況を把握することを目的に、国、県、政令市であります青森市及び八戸市が行う常時監視の具体的な内容を定めたものです。

本日、諮問いたしますのは、お手元の資料3-1の測定計画(案)でございますが、最初に資料3-2によりまして、これまでの測定結果の概要について御説明をさせていただきます。

資料3-2の1ページ目をお開きください。

1の県内の公共用水域の概況につきましては、相対的にみて、概ね良好な状況にあり、近年はほぼ横ばいで推移しております。

次に2番目の人の健康の保護に関する環境基準の達成状況についてですが、46河川、5湖沼、3海域で延べ1,814項目の測定を行いました結果、むつ市の正津川で砒素が環境基準を超過した以外は、全て環境基準を下回っております。

なお、正津川につきましては、砒素を含む温泉の湧出に由来する自然要因によるものであると考えております。

次に3の生活環境の保全に関する環境基準の達成状況についてですが、63河川、7湖沼、8海域で延べ7,182項目の測定を行いました結果、有機汚濁の代表的な指標でありますBOD、またはCODでみますと、環境基準の類型指定をしております、87水域のうち、80水域で環境基準を達成しており、その達成率は92%でした。

2ページ目をお開きください。

表の1は、環境基準の達成状況についてですが、25年度と26年度を比較しますと、全体では7ポイントほど達成率が上がっております。

次の表の2には、平成26年度の環境基準を達成しなかった水域を記載しております。

河川及び湖沼がそれぞれ2水域、海域が3水域の計7水域で環境基準を達成できませんでした。

次に4の要監視項目の水質測定結果についてですが、平成26年度はクロロホルム及びE P Nの2項目について、19河川で延べ38項目の測定を行いました結果、全て指針値

を下回りました。

3 ページ目をお開きください。

図の1から4に環境基準の達成率の経年変化を折れ線グラフでお示ししております。

図の3番目の湖沼を除いては、近年はほぼ横ばいとなっております。

以上が公共用水域の水質の状況の概要ですが、これらを踏まえまして、諮問案件である3-1の平成28年度公共用水域の水質の測定に関する計画案を作成いたしました。

この資料3-1について、ポイントなところを資料3-3に説明資料としてまとめましたので、資料3-3を用いて御説明をさせていただきます。

資料3-3、1 ページ目をお開きください。

資料3-3、1 ページ目、2の測定計画の作成に係る考え方についてですが、資料3-1の測定計画の策定にあたりましては、環境省から示されております処理基準及びこれまでの水質測定結果や利水状況等を勘案するとともに、国土交通省及び中核市である青森市、特例市である八戸市から提出された計画案を踏まえまして、県が取りまとめをしております。

次に3番目の平成28年度計画（案）概要についてでございますが、表の1にお示ししておりますとおり、平成28年度は78水域、195地点で延べ12,866項目の測定を予定しております。

2 ページ目をお開きください。

(2)は前年度計画との主な変更点ですが、表2を御覧ください。

延べ測定項目数につきましては、生活環境項目、健康項目が前年度に比べまして増加し、特殊項目、その他項目が前年度に比べ減少しております。

それから、主な変更点につきましては、下の方、①から④に記載しております。

①として、津軽ダムの工事に伴い橋梁が撤去されたことから、2地点を廃止し、新たに2点を加えました。これらの地点の測定項目は、次の3ページの表3にお示ししております。

3 ページ目を御覧ください。

3ページの表3を御覧いただきますと、津軽ダムの貯水池においては、年12回の測定となりますので、特に生活環境項目、健康項目が27年度に比べて多くなっております。

恐れ入りますが、もう一度2ページ目、②を御覧ください。

2ページ目の真ん中、②でございます。

②として、平成27年11月に水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定を21河川について行いました。これに伴い27年度は、特殊項目としておりました亜鉛、その他項目としておりましたノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、いわゆるLASを生活環境項目に加えまして、新たに25地点において、これら3項目を1回以上測定することとしたため、特殊項目及びその他の項目が減少し、生活環境項目が増加しております。

次に③ですが、健康項目のうち、その他有機塩素化合物及び農薬につきましては、A群とB群に分けて隔年で交互に測定を実施しておりますが、28年度はA群を対象といたします。

それから一番下、④として、要監視項目から2項目を選定し、ローリングにより測定を実施しておりますが、平成28年度はキシレン及び1,2-ジクロロプロパンを測定の対象とします。

以上、諮問案件であります3-1の平成28年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)の内容について御説明をさせていただきました。

(熊谷会長)

諮問案件③の説明が事務局からございました。

当該諮問案件について、皆様からの事前の質疑はございませんでしたけども、御意見等はございませんでしょうか。

大分、説明をいただいて、変更点とかは妥当かどうかというのを判断できるような説明をいただいたんですけども。

よろしいでしょうか。

御意見等がないようですので、これで当該諮問案件についての質疑を終わらせていただきたいと思えます。

それでは、諮問案件③の平成28年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

御異議がないようですので、当該諮問案件については原案が適当であると認めて答申いたします。

続きましては、諮問案件④、平成28年度地下水の水質の測定に関する計画(案)について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは、諮問案件の4番目、平成28年度の地下水の水質の測定に関する計画(案)について御説明いたします。

この計画は、地下水の水質の状況を把握することを目的に、県と政令市である青森市及び八戸市が行う常時監視の具体的内容を定めたものです。

本日諮問いたしますのは、お手元の資料の4-1の測定計画案でございますが、最初に資料4-2により、これまでの測定結果の概要について御説明をさせていただきます。

資料4-2の1ページ目をお開きください。

1の地下水の水質の監視についてですが、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目については、平成元年度から県内全域の井戸を対象に継続的に監視をしているところでござい

す。

2の平成27年度までの調査実施状況につきましては、表1にお示ししておりますとおり、県内全市町村を対象に概況調査を行っておりまして、これまでに延べ1,373本の井戸について実施して参りました。

過去の概況調査において環境基準項目が検出された井戸について、汚染井戸周辺地区調査により汚染範囲を確認した後、定点を設けまして経年変化を把握するために継続監視調査を実施しております。

2ページ目をお開きください。

3の平成27年度の調査結果の速報値でございますが、

(1)概況調査につきましては、3市7町2村の19本の井戸につきまして調査を実施いたしました。

検出状況を表2にお示ししておりますが、カドミウムが2本、鉛が4本、砒素が7本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1本の井戸から検出されております。

次に(2)汚染井戸周辺地区調査についてですが、4市1町11地区、54本の井戸について調査を実施いたしました。その検出状況を表の3にお示しております。

1枚おめくりいただきまして、3ページ表の3を御覧ください。

環境基準項目が検出された井戸は、鉛が13本、砒素が4本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が9本、フッ素が20本でした。

次に(3)継続監視調査についてですが、8市10町2村の56地区、100の井戸を調査したところ、環境基準項目が検出された井戸は93本であり、うち46本の井戸で環境基準値を超過しておりました。

このうち、(1)の弘前市土手町地区では、テトラクロロエチレン、それから(2)の八戸市城下地区では、塩化ビニルモノマー、それから1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、それから(3)の八戸市尻内地区では、トリクロロエチレン、(4)の八戸市大久保地区と(5)の三沢市幸町地区では、四塩化炭素が、これらが平成27年度においても環境基準値を超過しておりました。

次の4ページにこれら5地区の経年変化をグラフでお示しております。

以上が地下水の水質の状況の概要でございますが、これらを踏まえまして、諮問案件である資料4-1の平成28年度地下水の水質の測定に関する計画案を作成いたしました。

この資料4-1につきまして、ポイントとなる箇所を資料4-3に説明資料としてまとめましたので、資料4-3を用いて御説明させていただきます。

資料4-3、1ページ目をお開きください。

2、測定計画に係る考え方についてですが、資料4-1の測定計画の策定に当たっては、中核市である青森市及び特例市である八戸市から提出された計画案を取りまとめ、環境省から示されております処理基準に基づき作成をしております。

次に3の平成28年度計画案の概要についてであります。

表の1に調査地点数をお示ししておりますが、平成28年度は概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査を合わせまして198地点で調査を予定しております。

(1)の概況調査につきましては、全市町村を対象とし、県内を6ブロックに分け、各ブロックから地点を選定しております。平成28年度は、5市5町2村の19地区、19本の井戸について、環境基準項目の全項目について測定することとしております。

一番下、(2)汚染井戸周辺地区調査につきましては、平成28年度は2市4町1村の10地区、76本の井戸について調査を行うこととしており、次、2ページの表3にその概要をお示ししております。

2ページの表3を御覧ください。

測定項目は、過去の概況調査において各地区で検出されましたカドミウム、鉛、ヒ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を対象としております。調査対象地区は記載のとおりでございます。

また、括弧の数字は平成28年度の調査井戸数をお示ししております。

次に(3)継続監視調査についてですが、9市10町2村の60地区、103本の井戸について調査を行うこととしております。

平成27年度計画からの主な変更点としては、マルの2つ目、汚染井戸周辺地区調査結果などに基つきまして9地区、11地点を新たに継続監視調査の対象とすることとしたこと。

それからマルの3つ目、井戸が廃止されたことにより採水が困難となった井戸の調査を終了することとしたこと。

それからマルの4つ目、3年連続で環境基準値の概ね9割を超えないことが確認された5地区7地点の項目の調査を終了することとした。ということでございます。

それから一番下(4)測定回数につきましては、各調査において年1回といたします。

次の3ページの表4、お開きください。

28年度の継続監視地区とその測定項目の一覧をお示ししております。

以上が諮問案件であります資料4-1の平成28年度地下水の水質測定計画(案)につきましての内容を御説明させていただきました。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から地下水の水質の測定に関する計画案について説明をいただきました。

当該諮問案件について、皆様からの事前の質疑はございませんでしたけれども、御意見、よろしく願います。

何かございませんでしょうか。

やっぱり継続しているというものは、何度も地名をこの場で聞いていますけれども、変わらないですね。平成3年、4年から。

環境基準の9割未満が3年続いたらやめるというのも妥当なところだとは思いますが、何か御意見はございませんでしょうか。

この測定結果の感想など佐藤久美子先生、どうでしょう、一言。

(佐藤委員)

上手く言えないですけども、やはり、ずっと継続してあまりよくないデータのところが、でもなかなか県の方、市の方とかから改善命令は出せないというところが苦しいところなのかと思います。

何か、例えば、尻内地区とか、城下地区でも、少しお願いして改善、土壌の改善ということを行ったら数値が低く1回はなっているということですので、引き続き対策をとっていただくよう、強くお願いしていただければありがたいと思います。

以上です。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

ちょっと私も、地名しか知らないのですが、この周りの状況がどうなっているのか、お願いする人がいないのかなと思ったり、そのあたりの状況はどうなのでしょう。

ずっと基準値を超しているところが10年以上続いているような場所について。

(八戸市)

八戸市の環境保全課の澤山です。

まず1つ目の八戸市の尻内地区なんですが、こちらについては、今の井戸の所有者というか、そういう原因者ではないので、なかなか強く指導もできないという状況にあります。

一方、城下地区、ここのところの地下水、井戸を持っている事業所については、昔からやはりクリーニング業でございまして、そちらの方に毎年いろいろと対策、例えば、地下の土壌のところにあると思われるところの除去、または地下水のくみ上げの増加などでより低減策をしていただけないかというのは、毎年、強く要望しているところなんです。実際のところは、事業者について、ちょっと、ここだけの話ですが、県漁協もまた上手く厳しいところでなかなか抜本的な対策を施せないというところで、できるところから、まず、あると思われるところの浅いところの土周辺のところの除去とか、地下水のくみ上げ量、この辺のところをお願いしているのですが、今年度、地下水のくみ上げ量を若干ではありますが、くみ上げを多くしてもらったという経緯がございます。

これからも、粘り強くいろいろと対策を講ずるようお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

多分、他の地区も似たようなことかなと思っております。平成3年というともう20数年ということですね。ちょっと長いなと思っておりました。

他にございませんでしょうか。

多分、基準値の数十倍と数百倍という健康被害の恐れがある時には、もう対応しているというのは、私も県の対応をよく見ておりますので、健康被害はないだろうという前提でいろいろ分析しての対応だとは思っております。

なかなか、解決策は難しいということと、あと今日の諮問案件は、状況の対応ではなくて、どちらかという、この計画で良いかという話でございますので、そちらの話にまた戻らせていただきます。

どうでしょう、この計画案でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、諮問案件④の地下水の水質の測定に関する計画案、これを適当と認めたいと思います。

それでは、原案が適当であると認めて答申したいと思っております。

4つの諮問が終わりましたので、なお、答申案の作成、交付については、私に一任いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

以上をもちまして諮問案件の審議を終了させていただきます。

次に報告事案、青森・岩手県境不法投棄事案について事務局から説明をお願いしたいと思っております。

(事務局)

環境保全課 西谷といたします。

青森・岩手県境不法投棄事案の原状回復対策事業に係る取組状況について御報告をさせていただきます。

それでは、資料5-1を御覧いただきたいと思っております。

これまでの事業実績でございますが、県では、青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案について、馬淵川水系の環境保全を目的としまして、汚染拡散防止対策を最優先とし、廃棄物と汚染土壌は全量撤去を基本とする方針のもと、記載の実施計画に基づきまして原状回復に取り組んで参りました。

その結果、廃棄物等汚染土壌につきましては、総量約115万トンについて平成25年の12月に撤去を完了したところでございます。

廃棄物等の撤去完了後も現場内に残る汚染した地下水につきましては、現場地下水浄化計画に基づきまして、現場に浸透した雨水による自然浄化というものを基本としつつも、

積極的にポンプで水をくみ上げる、揚水をすることによって浄化を促進するために平成26年度から揚水井戸等の整備を行っているところでございます。

次2番、平成27年度の原状回復対策事業についてです。

(1) 汚染拡散防止対策

アの地下水浄化対策工事についてであります。

現場地下水浄化計画に基づきまして、揚水井戸、これは既設のものを含めて場内28か所、また地下水の涵養を図るための水を供給する雨水を溜める池、雨水貯留池3か所。また、雨水を地下に浸透させる浸透枘、これは既設を含めて38か所を昨年8月までに整備をいたしました。

3ページの別紙1を御覧いただきたいと思います。

字が小さくて恐縮でございますが、26年度、27年度整備したのが、この赤で記したものでございまして、左上に新設設備として凡例が示されておりますが、一重マルが浅い方の帯水層をターゲットにした揚水井戸8か所。二重マルが、深い方の帯水層、第二帯水層をターゲットにした揚水井戸16か所、24か所でございます、これが場内にこのように設置をしております。

そしてまた、四角に斜線を引いてありますのが雨水貯留池3か所、これが図の右上の方に雨水貯留池V=3,000 m^3 とありますが、これとその左下、右下の方にそれぞれ80 m^3 、150 m^3 の池を作っております。

その他、図の道路のようなところにそれぞれ四角い赤いものが記されておりますけども、これが雨水の浸透枘でございます、これは大きさが幅が5m、深さ3m程度あります。これが場内33か所に設置されております。

平面図では分かりにくいのですが、雨水貯留池V=3,000 m^3 の場所が一番場内の高いところで、大体右上から左下に向けて傾斜になっておりまして、30m程度の落差がありますので、右上のV=3,000 m^3 に水を溜めてそれを管で繋がっている浸透枘にバルブを開けると水が場内に行き渡って地下に浸透していくという、そういう仕掛けになっているものでございます。

資料の1ページにお戻りください。

2の(1)のイ、地下水浄化設備の本格稼働ですが、これらの施設につきましては、8月までに整備を完了しましたので、9月から本格的な揚水を開始しておりますとともに、雨水の貯留池から浸透枘に水を送水して、地下水の涵養を図って地下水浄化に取り組んでいるところでございます。

県としましては、この方法によりまして、場内の地下水の水質が環境基準値以下となる時期を平成33年度というふうに見込んでおりまして、そこを目標としておりまして、その後、概ね1年間の経過観察を経て、34年度までに事業を完了するということとしております。

続きまして(2)環境モニタリング調査の結果について御報告いたします。

これは平成27年度の結果でございます、アの水質モニタリングとして、27年の1月から12月までの結果の取りまとめでございます。

現場内の一部の地点においては、1,4-ジオキサン、ベンゼン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ホウ素が環境基準を超えて検出されておりますけれども、現場の外、周辺の環境からは、環境基準を超える値は検出されておられません。

以下の表は、基準を超えている項目と地点の表でございます。

次にイ、2ページ目のイですけれども、浸出水処理施設のモニタリングです。

先ほど、場内では基準を超える値が検出されていると申し上げましたが、その汚染した場内の水につきましては、全て浸出水処理施設という施設で浄化のうえ放流しておりますので、放流水の水質はいずれの項目につきましても、計画処理水質を十分に下回って放流をしております。従って、周辺環境への影響はないということでございます。

次、(3)不法投棄現場跡地の自然再生についてでございます。

県では、不法投棄で失われた自然環境を再生させるために森林整備計画を定めておりまして、その計画に基づきまして、約、場内5万4千㎡のエリア、これは、木を植えられるエリアですけれども5万4千㎡ありまして、そのエリアに26年度から植樹による森林整備に取り組んでいます。

この森林整備におきましては、ブナやミズナラなど、田子町の周辺、町内に自生している樹種29種類、約3万本の広葉樹の苗木を用いまして、八戸市森林組合の協力のもとで、県民植樹祭のほか、企業の森づくり協定締結企業による植樹活動を行った結果、昨年、10月25日に計画どおりの植樹を完了しております。

5ページをお開きください、別紙3ですけれども。

これが植樹活動の実績となっております、1として、県民植樹祭、これは県民に参加いただいてやったものでございまして、2か年にわたって実施した内容でございます。

2番以降が企業のご協力を得て実施した企業の森づくりでございますが、ご協力いただいた企業につきましては、(1)の青森銀行さん、(2)みちのく銀行さん、(3)DCMホームマック株式会社さんということと、その他、現場の作業に携わった企業24社で構成する実行委員会による森づくりということで、記載の24社の皆様にもご協力いただいて植樹を実施した結果、完了したということでございます。

次のページを、別紙4ですけれども。

これら、植樹の状況につきましては、県のホームページで定点撮影をした結果を公表しております。これは、毎月、基本的には定点で撮影をしてホームページで公表しています。今は冬場ですので、全ての地点はやっておりませんが、基本的には、毎月、定点撮影をして公表しています。この写真は小さいのですが、これをクリックしますと大きい画像が見れるということになっております。

このページの下にアドレスと県ホームページで県境、定点撮影で検索と書いてありますが、パソコンでヤフーでもグーグルでも県境定点撮影までもいかなくても、県境・定

点と入っただけで大体トップでヒットすると思いますので、お時間があれば、是非、御覧になっていただければと思います。

最後に今後のスケジュールですけれども、既に申し上げたとおりですけれども、汚染拡散防止対策につきましては、平成33年度までに地下水の環境基準達成を目標としますけれども、来年度、その浄化の状況につきましては、専門家の御意見を伺いながら中間評価をした上で、もし足りない対策があれば追加で対策を講じていくということにしています。

また、その間、こうして環境モニタリングは継続して実施をします。

跡地の自然再生につきましては、今年度で植樹を完了しましたので、来年度以降は植栽地の管理を継続していくこととしております。

以上、県の取組状況の報告とさせていただきます。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、質問や御意見等、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(佐藤委員)

3点あります。1つは、浄化の、今回行ってモニタリングで測定値がそれぞれの項目が幾らというのが出ているんですが、26年度から、この雨水貯留地、それから浸透枡等使用して、積極的な浄化促進策をやって、その結果、毎年、どのくらいこの測定値が下がっていったのかというのをできれば変化が見えるような資料をいただけたらありがたいなと思いました。

もう1つは、結局、この方法で、もしくは中間で必要な対策を更に追加するという事で、目標としては、33年度に全ての項目において環境基準値以下になるように目指しているわけですけれども、それが項目によっては、なかなか水では取り除けないものも、ものによってはあるかなと思いますので、1つ1つの項目について、先ほども言いましたように経年変化を見て、あまり変化がない、あまり測定値が下がっていかないものがあれば積極的に何か対策をお願いしたいと思います。

それから、3点目は、植樹のことなんですけど、どうしても植樹とか種を蒔いたりとかということを行いますと、あるいはその結果によって、外来種などの侵入、外来種が増えるという可能性もないのかなという懸念がありますので、下草刈りなどにより植栽地の管理を行うということなんですけども、別紙4のところを見ますと、それぞれいろんな企画で、いろんなところが植樹をされているんですが、この植樹の結果を監視する、管理する、どういう状況になっているのかというのを全体的に調べる方がいらっしゃるのかどうか。それとも、この植樹を行ったそれぞれのところで来年、今年度とか来年度以降、管理・監視していけるのか、そこところが知りたいと思いました。以上です。

(事務局)

1点目、浄化の効果だと思っんですけども、今年9月から揚水を開始しておりまして、まだ今のところ顕著な低下傾向を示すような資料はまだお示しできない状況でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、来年度中間評価をします。それまでに1年以上のデータが蓄積されますけれども、そのような状況も踏まえまして、低下傾向等についてはお示しできるかと思えます。

2点目の項目によっては、なかなか落ちないのではないかというご指摘がございましたけれども、今、我々が基本的に問題視しているのが1,4-ジオキサンという物質でございますので、従いまして、この雨水の浸透によって洗い出すということを目標としてやっております。

他にもこの1ページにあるとおり、ホウ素とか、ベンゼンとか出ているんですけども、それらについては、徐々に近年低下傾向が見られていますので、いずれ環境基準以下にはなるだろうと思っております。

この中で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が出ているんですけども、これは、実は、昨年度は出ていまして、何故出たかといいますと、植樹をした時に植樹の、ポット苗を植樹するんですけども、かなり肥料が沢山入っている苗を植えたことが原因で、肥料中の窒素が溶け出して土壌中の微生物によって硝酸性窒素、亜硝酸性窒素になって検出されたというふうに見ております。

従いまして、これは、数か月程度で検出されなくなるということになるかと思えますけれども、それも踏まえて、各物質の経年変化等につきましても、今後またお示しできるような資料づくりをしたいと思えます。

最後に植樹の観点、外来種の侵入の件ですけども、これから侵入することにつきましては、これからの課題だと思えますけれども、今、植えてあるものにつきましては、全て田子の町内に自生する樹種ということでございます。

今後の管理上の問題になるかと思えますが、下刈りなどの管理ですけども、基本的には、場内、平成34年度まで八戸市の森林組合に無償でお貸しして管理をお願いしておりますので、我々よりは、当然、森林組合の皆様方、樹木医の方もいらっしゃる専門家の方々ですので、そういう方々によって管理していただくということとしております。

以上です。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(溝江委員)

現状についてはよく分かりました。ありがとうございました。

環境再生計画は、3本柱といいますか、自然再生、地域振興、情報発信というふうなことだと思いますが、今日はどちらかというと、自然再生のことについての御説明をいただきましたけども、別な機会に地域振興、情報発信の状況等についても御報告いただければありがたいと思います。

(事務局)

地域振興につきましては、県の協議会の方で御報告させていただいておりますけども、今現在の取組状況を今ざっと御報告いたしますと、県では、先ほど御説明したとおり、殆どのエリアに植樹をしておりますので、何か別の事業をやるというエリアにつきましては、先ほど図面で3000m³の貯留池を設置したという場所があるんですけども、そこに大体8000m²程度の平場の土地がありますので、その利活用はこれからどうしようかということがありますが、協議会の中で、地域振興を検討するにあたっては、現場一体として岩手県と一体として検討するべきではないかという御意見もございますので、今、岩手県の検討状況も踏まえながら、これから検討していきたいというふうに考えている状況で、まだ具体的にどうこうという状況にはございません。

(熊谷会長)

よろしいでしょうか。

他にどうぞ。

(藤委員)

先ほど、今、ありました情報発信の部分ですけども、本県、この問題については、直接的、間接的に関わった業者さんとか企業さんがいらっしゃると思うんですけども、その方々にどのような情報発信をされているのか。その後、不法投棄に関わった人達は、もうこの、こういう取組について、どのように近況等が分かっているのか、分かっているのかというところについてちょっと気になるのですけども。そういう間接的、直接的に関わった業者さん達にも積極的に情報発信することが普及啓発ではなくて、再発防止にも繋がると思うのですけども、いかがでしょうか。

(事務局)

関わったというふうな部分について。

まず、原因者というふうな部分につきましては、情報発信ということではなくて、これについては、きちんとした責任追及というふうな部分になります。

それから、廃棄物ですので、排出事業者、この現場にごみ、廃棄物、結果として入って

きたという排出事業者につきましては、押さえた数が全国で1万2千社ほど、首都圏を中心に1万2千社ほどございました。これら1万2千の事業者さんに対しましては、岩手県と青森県と分担いたしまして、報告、廃棄物処理法に基づく報告聴収というふうな形で報告聴収をして、その中で、法違反があった、排出事業者として法違反があった者に対しましては、廃棄物処理法に基づきまして措置命令、あるいは命令に至らない方についても、自主的に撤去というふうなものもございました。

それ以外につきましては、情報発信というふうな形ではなくて、報告聴収という形でこういった事案があるというふうなことについては承知いただいているというところがございます。

(藤委員)

下流に住む人達とかの気持ちを考えると、確かにそのような措置でも構わないのですが、木の1本ぐらい植えに来いよ、というように考える方もいらっしゃるのではないかと思います。これは私の個人的な意見ではありますが。

(熊谷会長)

針生さん、どうぞ。

(針生委員)

針生です。

植樹の方法について御質問したいのですが。

いわゆる造林作業のように規則正しくお植えになったのか、いわゆる自然の山林のようにランダムに植えられたのか、まずお願いします。

(事務局)

植樹の方法につきましては、県の計画では、自然配植を用いた植樹をやるということにしております。自然配植というのは、自然が持つ豊かな多様な力を上手く活用しながら緑を創造し保全する技術ということで、規則正しく植えるのではなくて、いろんな樹種を混ぜ合わせて、密に植えるところもあれば荒く植えるところもあつたりとか、ということで、その中で競争によって強い樹種が生き延びていくと、最後には、周辺の森林と同じような森になるということを目指した方法で植樹をしております。

(針生委員)

分かりました。ありがとうございます。

そういう形ですと、これからの下刈りに十分ご注意くださいと、いわゆるおがるまで幼樹でございます。と思うのですが、ある程度大きいものを植えたかどうかは、私は分か

りませんが、何か目印か何を付けてやらないと、下刈りの時、一緒に伐ってしまう可能性もありますので、その点、十分御指導いただければと思っております。

以上です。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

他にございませんか。

やっぱり、藤先生がおっしゃったように、情報発信、いろんな分野の方に伝わるようにというのは、やっぱり啓発というか、いろんなものをしていかないと駄目かなと。

さっきの、ここは不法投棄ですけども、最近は横流しなんて、ああいう事例も出てきている時代なので、やはりコツコツと、先進事例でございますので、この県境不法投棄の対応策は、あまり威張ることではないとは思いますが、是非、きちんとしたことをやっているというあたりは情報発信してよろしいんじゃないかと。やはり、後のつけは大変なことが起きるんだよということを皆さんに知ってもらうのも大事なかなと思っております。

どうでしょう、他に御意見はございますか。

どうぞ、針生さん。

(針生委員)

多分、温泉部会の方に係ることだと思うのですが。

前にも個人的には伺ったことがあったんですが、八甲田の酸ヶ湯、先日、火山の岩木山、八甲田山の出た場合の影響とかマスコミに出ていましたが。年が明けましたので、3年前から酸ヶ湯温泉を通過といいますか、あの付近でいいますと、それまでは純粹の硫黄の臭い、いわゆるゆで卵が腐ったような臭いだったのですが、その3年前から、それプラスアルファの独特の臭いがするんです。多分、ガスの変質が、噴出している変質があるかと思うのですが、それをやはり確認しておく必要があるのではないかなと。山の関係のものがかなり集まると臭いするようだという事を知っておりますので、どこかの担当課の方でご検討して、ガスの内容について調査された方がいいかと思えます。

以上です。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

その他ということで、伺いました。

では、以上で本日の議事案件については全て終了といたします。

それでは、進行を事務局へお返しいたします。

(司会)

熊谷会長、委員の皆様、ありがとうございました。

閉会にあたりまして、環境政策課長の沼岡から御挨拶申し上げます。

(沼岡課長)

熊谷会長はじめといたしまして、委員の皆様方には、本審議会に諮問いたしました第5次青森県環境計画(案)など、4件につきまして慎重かつ熱心な御審議をいただき、それぞれ原案どおり適当である旨の答申を取りまとめていただきました。心から感謝申し上げます。

今後の各種施策の推進に当たりましては、審議の過程において委員の皆様からいただきました御意見、御提言などを十分踏まえながら、最大の効果を収めるよう努力して参りたいと考えております。

何卒、一層の御協力をお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第25回青森県環境審議会を閉会いたします。

なお、本日の会議の開催をもちまして、今年度予定しておりました審議案件については全ての審議が終了いたしました。

本日はありがとうございました。